

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例					
主管課	人事課					
改正条例	職員の給与に関する条例 教育職員の給与に関する条例 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 一般職の任期付職員の採用等に関する条例					
【改正の概要】						
人事委員会勧告を実施するための給与の改定（給料表及び諸手当の改定）						
1	給料表の改定					
	各給料表の給料月額の上上げ ・若年層に限定した国準抛の上上げ ・公民格差是正のための一律上上げ（0.43%）					
2	扶養手当					
	子等に係る支給月額の上上げ 6,000円（扶養親族でない配偶者がある場合、1人目は6,500円） 6,500円（+500円）					
3	期末・勤勉手当					
	(1) 勤勉手当					
	勤勉手当支給割合の上上げ 0.05月分（任期付以外の職員）					
	現 行		平成 19 年度		平成 20 年度以降	
	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期
一般職員	72.5/100	72.5/100	72.5/100	77.5/100	75/100	75/100
特定幹部職員	92.5/100	92.5/100	92.5/100	97.5/100	95/100	95/100
	(2) 期末手当					
	期末手当支給割合の上上げ 0.05月分（任期付職員・任期付研究員）					
	現 行		平成 19 年度以降			
	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期		
	160/100	175/100	160/100	180/100		
施行日	公布の日					
【その他参考事項】						
県職員の給与と県内民間給与の格差（平成 19 年 4 月 1 日現在） 月例給が 2,154 円（0.54%）下回っている。						